

青葉住宅団地分譲募集要項

H30. 11. 12

分譲条件

申込資格

- ・自らの専用または店舗併用住宅建築のため土地を必要としている方で、土地の引渡し後2年以内に住宅を建築する方。
- ・不動産売買などの営利目的でない方。
- ・住宅用地として分譲しますので、雪捨て場や家庭菜園等が目的の分譲は行いません。1世帯1区画までとします。

建築条件など

- ・建築の計画をするにあたっては関係法令(建築基準法等)を遵守してください。
- ・住宅等建築物の屋根構造は、自らの敷地内で雪処理ができるものとします。
- ・道路や隣地の境界から2m以上離して建築するものとします。
- ・土地の標高の変更や隣地との境界付近の形状を変えようとする時は、隣接地権者と協議し、了解を得るものとします。

募集・申込み方法

申込方法

所定の申込書①「青葉住宅団地購入申込書」に必要事項を記入のうえ②申込者本人が記載された住民票の写し③運転免許証など申込者本人が確認できるものを添えて原則本人がお持ちください。

申込時に必要なもの

- ① 「青葉住宅団地購入申込書」
- ② 申込者本人が記載された住民票の写し
- ③ 運転免許証など窓口に来られた方(本人もしくは代理人)が確認できるもの

申込・問合せ先

〒942-1592 新潟県十日町市松代 3252 番地 1

十日町市松代支所地域振興課

電話：025-597-2220(直通) ファックス：025-597-2300(代表)

売却の決定

申込書の内容を確認し、問題がない場合は、申込受付順に「売却決定通知書」を発行します。

契約・代金支払い

契約方法

申込者本人の実印、申込者本人の印鑑証明、土地売買契約書に貼付する収入印紙（1千円分）を持って、松代支所地域振興課までおいでください。なお、本人が来られない場合は、上記のほかに委任状（任意様式で構いませんが、実印で押印願います）を持参した代理人から手続きをしていただきます。なお、代理人は運転免許証等、身分を証明できるものを持参願います。

契約保証金

保証金の額は土地代金の100分の10以上とし（十日町市財務規則第135条）、契約日から7日以内に納めていただきます。

購入希望者の都合により契約を解除した場合、契約保証金は返還せず、十日町市に帰属します。契約保証金は土地代金の一部に充当します。利子は付きません。

土地代金等

契約締結後、指定する期日（60日以内）までに、保証金を除いた土地代金の残額と下水道受益者分担金相当額を納めてください。

納入方法

保証金及び土地代金等は、十日町市が発行する納入通知書を持参の上、指定する金融機関で納めていただきます。期限までに入金がない場合は、契約は解除され、その区画を購入する権利を失います。

土地の登記、登録免許税

登録免許税及びその他登記に必要な費用は土地購入者の負担となります。

市が土地代金の全額納入を確認した後、市で土地の所有権移転登記を行います。土地の所有権移転登記完了後に土地を引き渡します。

契約時に必要なもの

〈本人が手続きをされる場合〉

- ① 申込者本人の実印
- ② 申込者本人の実印の印鑑証明書
- ③ 収入印紙（1千円分）

〈代理人が手続きをされる場合〉

上記①、②、③の他

- ④ 委任状（申込者本人の実印が押印してある委任状。委任状は任意様式とします）
- ⑤ 運転免許証など、代理人の身分を証明できるもの

その他、十日町市の住宅建築支援制度等

十日町市では住宅に対する様々な補助制度を設けていますので、是非制度を活用してください。詳しくは十日町市のホームページ「住宅関連の補助制度の紹介」をご覧ください。下記アドレスでご覧になれます。

http://www.city.tokamachi.lg.jp/kurashi_tetuduki/A044/1489739700542.html